

新入園のご家庭の方へ

重要事項説明書



学校法人青山学園 幼保連携型認定こども園

すすき幼稚園

〒421-0524

静岡県牧之原市須々木 464-3

TEL 0548-52-0567

FAX 0548-52-2691

コドモンアドレス(返信はできません)

susuki@codmon.com

学校法人青山学園 認定こども園すすき幼稚園 重要事項説明書

1. 施設運営主体

【施設運営主体】

| | |
|---------|-------------------------|
| 名 称 | 学校法人 青山学園 |
| 所 在 地 | 静岡県牧之原市須々木4 6 4 - 3 |
| 電 話 番 号 | 0 5 4 8 - 5 2 - 0 5 6 7 |
| 代 表 者 名 | 理事長 青山 丈碩 |

2. 認定こども園すすき幼稚園の概要

【建物の規模】

| | | |
|-----|---------|------------------------|
| 敷 地 | 敷地全体 | 2960.43 m ² |
| | 園 庭 | 815.83 m ² |
| 園 舎 | 構 造 | 鉄骨造 2 階建 |
| | 延 べ 面 積 | 1506.42 m ² |

3. 施設、定員

【利用施設】

| | |
|-----------|---|
| 施 設 の 種 類 | 幼保連携型認定こども園 |
| 施 設 の 名 称 | すすき幼稚園 |
| 施設の所在地 | 牧之原市須々木4 6 4 - 3 |
| 連 絡 先 | 電話番号：0 5 4 8 - 5 2 - 0 5 6 7 F A X：0 5 4 8 - 5 2 - 2 6 9 1 |
| 管 理 者 | 園長 青山 至公 |
| 対 象 児 童 | 満3歳以上の小学校就学前児童及び、保育を必要とする満3歳未満の乳幼児 |
| 利 用 定 員 | 1号認定 7 2 名 2号認定 7 2 名 3号認定 3 3 名 |
| 開 設 年 月 日 | 平成31年 4 月 1 日 |

【定員とクラス編成】

| | 学年 | クラス数 | 定員 | 内1号認定 | 内2号3号 |
|-----|------|-------|-----|-------|-------|
| 未 3 | 0 歳児 | 1 クラス | 3 名 | | 3 名 |

| | | | | | |
|---------------|-----|------|------|-----|------|
| | 1歳児 | 1クラス | 12名 | | 12名 |
| | 2歳児 | 1クラス | 18名 | | 18名 |
| 以上 3歳 児 | 3歳児 | 2クラス | 48名 | 24名 | 24名 |
| | 4歳児 | 2クラス | 48名 | 24名 | 24名 |
| | 5歳児 | 2クラス | 48名 | 24名 | 24名 |
| 合計 | | | 177名 | 72名 | 105名 |

4.入園に関して

1

【入園選考の方法及び優先】

すすき幼稚園は、市町から教育・保育の実施について支給認定を受けた各号認定の子どもから入園について申し込みがあった時は、次に掲げる方法で選考する。

〈 1号認定児 〉

- (1) 面接を実施し、教育方針及び教育内容に賛同か否か等の確認をする。
- (2) 上記面接で教育方針及び教育内容に反せず、園の運営に理解があると判断された場合に、園長の許可を以て内定とし、施設利用契約書への署名捺印を以て入園確定とする。
- (3) 利用定員を超えて申し込みがあった場合は以下の事項を優先順位として選考する。
 - 《1》 2号認定及び3号認定ですすき幼稚園にすでに在園をしている子の1号への認定変更
 - 《2》 連携施設の利用者（1号定員に対し定員未充足以前の入園者に限る）
 - 《3》 すすき幼稚園の子育て支援事業（おひさまクラブ等）の利用者
 - 《4》 牧之原市須々木に住民票がある子
 - 《5》 相良小学校区に住民票がある子
 - 《6》 その他の希望者については面接時の対応等によって判断する。

〈 2号認定児・3号認定児 〉

- (1) 行政及び園で面接を実施する。
- (2) 面接に於いて加配の要不要、家庭での保育に欠ける等認定に資するかを考査する。
- (3) 行政の認可と園の応諾を以て内定とし、施設利用契約書への署名捺印を以て確定とする。
- (4) 牧之原市に住民票がある子が優先となる。
- (5) ただし、以下の場合は入園が承諾されないことがある。
 - 《1》 利用定員に空きがない場合。
 - 《2》 教育方針及び教育内容、開所日、開所時間、施設概要、その他運営に希望と相違がある場合。
 - 《3》 入園希望者に特別な事情が認められ、それにより施設の利用に支障を及ぼす恐れがある場合。

5. 職員体制

※7年4月現在

| | 職務の内容 | 員数 | 常勤 | 非常勤 |
|-----|-------------------------------|----|----|-----|
| 施設長 | 園務をつかさどり、所属職員を監督、園児を全体的に把握する。 | 1人 | 1人 | |
| 副園長 | 施設長の補佐 | 1人 | 1人 | |

| | | | | |
|--------|--|-----|-----|----|
| 事務長 | 事務全般の統括 | 1人 | 1人 | |
| 主幹保育教諭 | 地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐、他の保育士を総括する。 | 1人 | 1人 | |
| 保育教諭 | 保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。 | 21人 | 15人 | 6人 |
| 養護教諭 | 園児の保健、養護に関する業務及び保育を行う。 | 1名 | 1名 | 名 |
| 栄養士 | 園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を調達点検し、調理委託業者に対して調理の指導をする。 | 1人 | | 1人 |
| 講師等 | 体操や音楽等の専門指導及び子育て支援員 | 1人 | 1人 | 人 |
| 校務 | 送迎バスの運転、園の環境整備等を行う。 | 5人 | | 5人 |
| 事務 | 施設運営に関する事務全般を行う。 | 1人 | 1人 | 人 |

6. 施設の目的・運営方針

【施設の目的及び運営方針】

(目的)

この幼保連携型認定こども園すすき幼稚園は、教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)その他の関係法令を遵守して運営します。以上の法律に基づき、乳幼児に教育、保育をし、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とします。また、腰骨を立てるなどの禅の教えに根差した教育、自らの心と体を律することで、たくましい生命力を育み、将来の国力を高める郷土愛に満ちた日本人を育てる事を目指します。

(運営方針)

教育及び保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、園児の状況や発達過程をふまえて教育及び養護を一体的に行うものとします。

- ・園児一人ひとりの特性や発達に応じ、発達の課題に即した援助を行うように努めます。
- ・園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

7. 認定こども園すすき幼稚園の教育・保育方針

★教育方針

人生の根っこをたくましく育て、豊かな人間性を持った人材を育成する。

◎立腰教育を中心に、躰の三原則を徹底します。

《躰の三原則》

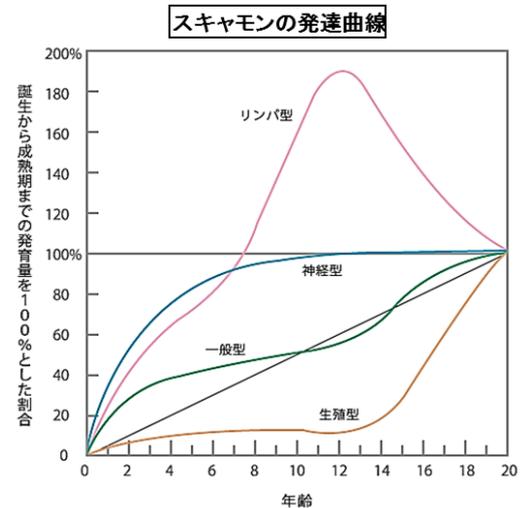
- 1、腰骨を立てる 1、挨拶は自分から先にする 1、返事は「はい」とはっきりする。
- 1、履物は揃える、椅子は入れる

◎ドーマンメソッドを取り入れ、人間の能力開発のプログラムを行います。

- ◎漢字、英語等外国語を取り入れた言語活動を展開します。
- ◎命の尊さを感じ、思いやりの心を育てる、飼育栽培活動に力を入れます。
- ◎知的啓発、音楽性、身体作りをねらいとしたあらゆる遊びを展開します。
(日課活動、体育ローテーションなど)
- ◎真の国際人の育成、日本人としての心を大切に文化の伝承に関わる活動を展開します。
- ◎創造・意欲の目を育てる絵画・造形活動を毎月行います。
- ◎ヨコミネ式教育を取り入れ、心の力・学ぶ力・体の力を養います。

★人間の成長グラフに沿った能力の発達を促す活動を実施します。

- ◎脳は身体の各部の中で最も早く、急速に発達し始め、そして最も早く発達が完了すると言われています。
- ◎脳は、脳細胞が分裂して増えてゆくのではなく、細胞の間を、生後急速に配線作業が行われ始めます。
- ◎配線作業は、五感からの刺激によって行われます。
- ◎脳の発達段階に応じた適切な教育が、脳細胞を活性化し、機能化させることができます。



3

8. 認定こども園すずき幼稚園の教育・保育目標

【すずき幼稚園 教育・保育目標】

- 一、自立できる人
- 一、人に親切にできる人
- 一、たくましい生命力のある人

【すずき幼稚園 習得目標】

- 一、腰骨を立てる (心と体をととのえる意思力・性根・主体性の土台) …… 立腰
- 一、挨拶は自分から先にする (明るい人間関係を開く土台)
- 一、返事は「ハイ」とはっきりする (素直な行動が身に付く土台) …… 躰の三原則
- 一、履物は揃える、椅子は入れる (行動に責任をもつけじめの土台)

◎立腰教育について

以下の考え方により立腰教育を実施します。

『人間は心身相応的な存在です。その為、性根確かな人間にしようと思えばまず、体から押さえてかからねばならない。意識は瞬時に変転するものゆえ、その持続性を養うためには、どうしてもまず体から押さえてかかる外はない。』

しかも体の中で一番動かない所はどこかと言えば、結局胴体であり、そのまた中心は腰骨である。それゆえ、四六時中この腰骨を立て貫く以外に、真に主体的な人間になる決め手はないと言ってよからう。』

森信三先生語録より

森 信三 先生

京都帝国大学哲学科で西田幾太郎の教えを受け、卒業後は同大学大学院に籍を置きつつ天王寺師範学校 (現大阪教育大学) の講師となる。その後、神戸大学教育学部教授、退官後は神戸海星女子学院大学教授に就任。

西洋の知の哲学に飽き足らず、哲学、宗教、教育を融合した人間学としての全一学を提唱。全国を講演行脚の願を立て実践。望まれても決して中央の世界に出ることをしなかった。隠れている「野の思想家」の発掘者でもある半田市名誉市民。 1991年96才で没

◎躰の三原則について

- ・毎日唱え、実践を繰り返します。
- ・「挨拶は自分から先にする。」「返事は [ハイ!] とはっきりする。」は素直な心、相手も自分も認める心が育ちます。
- ・「履物は揃える、椅子は入れる。」は人間の心のしまりを育てます。責任感やけじめのある人間性が育ちます。
- ・3つの行動を習慣化していくことで、人間としての最低の礼儀と品格の土台を培うことができます。

【英語教育】

言語を覚えるのは、年齢が低ければ低いほど感覚的に身に付きます。日本人の英語力は、非常に低いと言われていますが、その原因は、中学からの受験一辺倒の文法中心の英語教育にあります。

幼児期にネイティブの先生とふれあい遊びを通し、又サイバードリーム（コンピュータ教材）を通して目の前で外国人の先生と遊んでいるように、担任と一緒に遊ぶことにより言語の違いや生活の違いなどを感覚で促していきます。そうして、「英語」や外国人に対して違和感なく取り組めるようになります。

【運動プログラム】

- ・0～2歳児は、ドーマンメソッド中心に、ハイハイ・歩く・走る・ぶら下がるなど動物として基本的な動きを中心に行います。
- ・3～5歳児は、毎朝のマラソンと、ヨコミネ式教育による柔軟・マット運動・跳び箱等、運動する楽しさや、おもしろさを体で感じ心の力も養っていきます。

【日課活動】

『動』の活動の後は、各室内に入って『静』の活動に入ります。ここでは、気持ちを切り替えるために、黙想し、立腰をします。そして朝の挨拶、出席をとります。そのあと、先生とゲーム感覚で始めるカード遊びや発声練習・暗唱・百玉そろばんでの遊び等、10分～20分間の活動はあっという間に過ぎていきます。

この毎朝行う室内での一連の活動を、私たちは日課活動と言っています。

適度な緊張感、快いテンポとリズム、声を出す心地よさ、知的関心をそそる内容、心と心がピタリと合う一体感。そこからは、集中力・持続力・表現力・直感力等が養われます。そして何よりも五感を強化します。年齢別に様々なプログラムを取り入れて行っています。又、3歳児以上からは自学自習の時間を設け、自主的に学ぶ姿勢も養っています。

9. 教育・保育を提供する日及び教育・保育の提供時間

- ・お住まいの市町から受けた支給認定区分ごとに、以下の通り利用可能日及び利用可能な時間帯が異なります。
- ・当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育の提供

下記に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 食事の提供

(3) その他

「一時預かり（※）」「延長保育」「子育て支援事業」の実施

| 認定区分 | 1号認定子ども | 2号認定子ども | 3号認定子ども |
|--------|--|--|------------------|
| 対象者 | 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 | 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 | 満3歳未満で保育を必要とする児童 |
| 休園日 | 土曜日、日曜日、祝祭日 年末年始、園長が定める日 夏休み、冬休み、春休み（※1） | 日曜日、祝祭日及び年末年始（※3） 園長が定める日（※4） | |
| 利用可能時間 | 教育標準時間（概ね6時間程度） 9：00～15：00（※2） | 保育標準時間（最大11時間） 7：30～18：30（※5） 保育短時間（最大8時間） 8：00～16：00（※6） | |

（※1）利用可能時間は8：00～18：00とし、別途利用者負担が必要となります。

夏休み、冬休み、春休みの日程は年度によって変わります。お盆や年末年始、その他園の指定する日は希望保育の受入れはありません。

年度ごとの日程は別紙年間予定をご参照ください。

（※2）1号認定で7：30～8：00及び15：15～~~5~~8：30の間で保育を必要とされる場合は、延長保育事業を利用できますのでご相談ください。（別途利用者負担が必要となります。）また、最終登園時間は8：55となっております。やむを得ない場合を除き、時間までに登園して頂きますようお願い致します。

（※3）2号及び3号認定の子ども年末年始及び園の指定する日は休園となります。

お盆期間は希望保育のお申し込みをされ、認可を受けた方のみとなります。

年度ごとの日程は別紙年間予定をご参照ください。

土曜は特に認められた場合に登園できます。2週間前までに園に申し込みをし、認可を受けてください。

（※4）災害発生後や武力攻撃による破壊からの復旧に関わる期間やその他特別な事情のある場合、施設の長が定める休園日が別途ある場合があります。

（※5）7：30から18：30までの範囲内で、教育・保育を必要とする時間（最大11時間）が、利用可能時間

となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議での上で保護者ごとに個別に決定させていただきます。)なお、7:30から18:30までの範囲外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19:00までの範囲内で時間外保育を提供いたします。(時間外保育の利用にあたっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担金が必要となります。)また、最終登園時間は8:55となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、時間までに登園して頂きますようお願い致します。

(※6) 8:00から16:00までの範囲内で、保育を必要とする時間が利用可能時間となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議での上で保護者ごとに個別に決定させていただきます。)なお、8:00から16:00までの範囲以外の時間において、やむを得ない利用等により保育が必要な場合は、7:30から8:00まで、又は16:00から19:00までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。(時間外保育の利用にあたっては、通常の保育料の他に別途利用者負担金が必要となります。)また、最終登園時間は8:55となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、8:55までに登園して頂きますようお願い致します。

6

10. 利用料金及び支払方法

(1) ー (A) 入園金について

1号認定での施設利用を希望する場合、入園金30,000円を願書提出時に納付していただきます。

2号・3号認定希望の方は入園金の納付は不要です。1号認定から2号認定での利用に適用が変更した場合でも、入園金の払い戻しはありません。

(1) ー (B) 特定教育・保育に係る利用者負担を当園に納付していただきます。

・基本負担金：支給認定証の発行を行った市町が定める利用者負担(保育料)

・特定負担金： ○給食主食費 1号認定・・・7,000円/月

2号認定・・・8,000円/月

3号認定・・・保育料に含まれます。

※給食費は物価変動等により変更することがあります。

※副食費免除対象となる方は主食費のみのお支払いとなります。

○教育・保育の質の向上のため

教育研究費(カリキュラム研究研修等に関わる費用)・・・2,000円/月

教材費(日課活動やカリキュラムの為に教材開発費)・・・2,000円/月

○施設整備のため

施設設備費・・・1,500円/月

○バス代・・・3,675円/月(申込時に保険代として3,000円要納付)

※バス利用者のみ

(2) お支払方法

・島田掛川信用金庫または静岡銀行への口座振替による支払いとなります。

毎月3日または7日に口座引き落としになります。

自動引き落としが間に合わない等の場合は、現金でご持参ください。引き落としができなかった旨の督促状を発行します。督促状を受け取った際は、発行月の月末までに、利用料を現金で当園に持参していただきます。

・現金で持参の場合は、おつりのないようお願いします。

・2か月滞納が続きますと、退園処置となります。

(3) 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等(実費負担)

上記(1)一(B)に掲げる保育料等の他、下記の費用を負担していただきます。

・その他負担金：その他行事の為に個人使用の教材等

○保育用品・・・入園前や次年度使用する保育用品の購入を園にお申し込み頂きます。
金額は学年や年度によって変わります。

○絵本・・・600円～1500円/月・・・学年によって変わります。

○個人教材・・・各種教材やその他教育に関わるワーク、絵日記等を
個人の学習進捗に合わせて購入していただきます。

○保護者会費・・・7,000円/年払い・600円/月払い

○クラス費・・・5,000円/年

○行事費等・・・遠足、スキー合宿等に関する実費納付があります。

○延長保育代・・・対象者のみ(詳細は(4)参照)

○希望保育代・・・対象者のみ(詳細は(4)参照)

お支払い方法は、園からお渡しする集金袋に入れ、お釣りの無いように期日までに納付してください。

(4) 時間外保育に係る利用者負担

7

① 1号認定に係る時間外保育料

■預かり保育料金(通常登園日)

1) 早朝保育

| | |
|-----------|------------|
| 7:30~8:00 | 100円 / 30分 |
|-----------|------------|

2) 11:00降園の日(始業式・終業式など)

| | |
|-------------|------------|
| 11:15~17:00 | 100円 / 30分 |
| 17:00~18:00 | 300円 / 30分 |

3) 15:00降園の日(通常登園日)

| | |
|-------------|------------|
| 15:15~16:00 | 100円 / 45分 |
| 16:00~18:00 | 100円 / 30分 |
| 18:00~19:00 | 300円 / 30分 |

■希望保育 料金（春休み・夏休み・冬休みの間）

| 時 間 | 3才児 | 4、5才児 |
|------|-------|-------|
| 1時間 | 300円 | 200円 |
| 2時間 | 500円 | 400円 |
| 3時間 | 700円 | 600円 |
| 4時間 | 900円 | 800円 |
| 5時間 | 1100円 | 1000円 |
| 6時間 | 1300円 | 1200円 |
| 7時間 | 1500円 | 1400円 |
| 8時間 | 1700円 | 1600円 |
| 9時間 | 1900円 | 1800円 |
| 10時間 | 2100円 | 2000円 |

※夏季保育中（8月）の15:00降園以降の「延長保育」は、こちらに含まれます。

■代休日の希望保育（運動会・発表会等の代休日）

| | 3才児 | 4、5才児 |
|--------|------|-------|
| 1時間あたり | 700円 | 600円 |

※土曜日の行事によって幼稚園の代休がもうけられた日の預かりで、毎回申請が必要です。

申し込み期限を過ぎてのお申し込みは受付できません。

※満3歳児の1号認定は3歳児の料金がかかります。

■その他

1号認定児で希望保育を利用する場合、2週間前までにお申し込み頂ければ給食が提供可能です。

1食300円で喫食ができます。お申し込みが利用日の2週間以内の場合、給食が提供できませんので、お弁当をご持参ください。食費は物価変動等に伴い変更になる場合があります。

8

② 2号、3号認定子ども（保育標準時間認定）に係る時間外保育料

18:00～19:00の延長保育を利用する場合、以下の時間外保育料がかかります。

| | |
|-------------|------------|
| 18:30～19:00 | 300円 / 30分 |
|-------------|------------|

③ 2号、3号認定子ども（保育短時間認定）に係る時間外保育料

16:00～の延長保育を利用する場合、下記の時間外保育料がかかります。

| | |
|-------------|------------|
| 7:30～8:00 | 100円 |
| 16:00～18:00 | 100円 / 30分 |
| 18:00～19:00 | 300円 / 30分 |

1 1. 利用の開始、終了に関する事項

当園の利用子どもが次のいずれかに該当する時は、特定教育・保育の提供を終了します。

- (1) 利用乳幼児が小学校へ就学した時
- (2) 利用乳幼児の保護者から当園の利用に係る取り消しの申し出があった時
- (3) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じた時

1 2. 嘱託医等

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約をしています。

| | | | |
|--------|--------|-----------------|-------------------------|
| 隆 孝太郎 | 内科・小児科 | 牧之原市波津 1-41-1 | 0 5 4 8 - 5 2 - 0 5 8 3 |
| 奥山 博史 | 歯科 | 牧之原市須々木 757-1-2 | 0 5 4 8 - 5 2 - 0 5 0 2 |
| 小山 平太郎 | 薬剤師 | 牧之原市波津 3-28 | 0 5 4 8 - 5 2 - 0 0 0 7 |

1 3. 緊急時の対応

◎緊急時の対応

- ・園児に病状急変や怪我などの緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する緊急連絡先若しくは医療機関等へ速やかに連絡を行います。尚、緊急連絡先の電話番号は、必ずつながる電話番号をご記入ください。緊急連絡先が携帯電話で実際に連絡してつながらない場合は、職場に連絡をさせていただきます。連絡がつかなかった場合、園の判断により救急車を呼ばせて頂くこともあります。
- ・台風などの災害が発生し、保育することが危険であると園長が判断した際には、安全が確認されるまで登園を控えて頂くことがあります。台風等警報が発令されている場合、相良小学校に合わせて保育の実施を判断します。警報発令時はバスの運行ができません。可能な限り開園して保育できる様に対応しますが、子どもや送迎される保護者、職務に当たる職員の安全が脅かされると判断した場合は預かりができないことがあります。
- ・保育時間中に牧之原市より避難勧告が発令された場合は、お迎えをお願いすることもあります。避難指示、避難命令が発令された場合は、身の安全を確保した上で速やかにお迎えをお願いします。
- ・小中学校が自宅待機になった場合で、保護者が家庭にいる場合は園児も家庭保育をお願いします。

◎地震等に対する警戒宣言、または非常事態宣言の発令時

- ・大規模地震に対する警戒宣言や武力攻撃、内乱、暴動、疫病等により非常事態宣言が発令された場合
登園前なら … 家庭で待機し、行政や自衛隊、警察、消防等の担任部隊等に従って下さい。
登園後なら … 各園舎へ速やかにお迎えをお願いします。直接保護者の方に引き渡します。
- ・保護者の迎えが不可能な場合、緊急時や非常時にすぐにお迎えに来ることのできる方に平素からお願いをしてください。
- ・お迎えが不可能な場合は園で保護します。通信可能な限り必ずご連絡下さい。

14. 入園時に必要な書類 <園指定の下記用紙を提出していただきます。>

1号認定は願書提出時、2号・3号認定は入園希望票提出時に配布する書類

- (1) 銀行の口座振替依頼書 (保育料の納付に使用)
- (2) 生活調査票 (保険証複写、母子手帳複写を添付)
- (3) 体操服注文書 (0歳児は不要)
- (4) バス利用申請書 (利用者のみ。満2歳以降乗車可)
- (5) 教材注文書 (保育用品注文票、ネームシール注文封筒等)

15. 非常災害時の対策

当園では、非常災害時には別途定める消防計画により対応します。

| | |
|------|---|
| 防災設備 | ・自動火災報知機 ・ガス漏れ報知器 ・非常警告装置 ・カーテン、敷物、建具等の防火処理 ・緊急地震速報機 ・火災通報装置 ・誘導灯 ・AED |
|------|---|

| | |
|------|---|
| 避難場所 | <1次避難地> すずき幼稚園体育室屋上、または裏山 <2次避難地> 須々木公設グラウンドまたは須々木区民館 <避難所> 相良小学校 |
|------|---|

- ・園へお迎えに来た際、不在だった場合は、2次避難地または避難所へ迎えに行ってください。
- ・電話、メール連絡が不可能な場合、機能の復旧を待って連絡を実施します。

16. 相談窓口

当園では、意見・要望・苦情等に関する窓口を以下のとおり設置しています。

- ・下記の第三者委員に申し出ることもできます。

青山学園 苦情等解決委員

| 任 | 氏名 | 電話番号 |
|-------------|---------------|---------|
| 受付担当者 | 事務長 青山 瑞恵 | 52-0567 |
| 責任者 | 園長 青山 魁宏 | 52-0567 |
| 第三者委員（電話番号） | 吉田園基（52-1006） | |

17. 児童虐待に対する措置

- （1）当園は児童虐待をなくし、子どもたちの笑顔を守るため、児童虐待の疑いを少しでも発見した時は関係機関への連絡を行う義務があります。
- （2）職員に対して虐待防止研修を年に1回以上実施。虐待防止マニュアルの作成、運用。
- （3）保護者に対して啓発ポスター等を掲示する他、下記の方法で相談をして頂いています。



◎なお、身の回りで児童虐待の疑いを発見したときは、当園、児童相談所（電話189）または牧之原市家庭児童相談室（0548-23-0086）まで連絡をお願いします。

18. 個人情報の使用について

本園では、皆様からご提供いただく個人情報は、下記記載の主たる利用目的の通りに利用するほか、同様の情報管理が保たれる機関（行政機関、官公庁、医療機関、教育機関、福祉機関など）との連携や本園内の保育研究活動、広報活動、管理運営上の正当な目的の達成に必要な範囲内で利用致します。

- ・ 入園申込み、退園願、保育料の徴収に関する情報の管理
- ・ こども園用名簿作成（生年月日、住所、電話番号、緊急連絡先）
- ・ 家庭状況や面談の記録
- ・ 出席簿の記録
- ・ 成長発達・発育の記録
- ・ 健康診断や身体測定の結果の記録
- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、就学に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること
- ・ 他の施設等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと
- ・ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと
- ・ 一時保育・延長保育など、各種申込み等に関する管理表等の作成
- ・ 諸費袋、絵本代、その他保育用品、食費等の徴収管理
- ・ 園内活動写真、販売用写真、園便りの写真撮影及び媒体への掲載
- ・ 学校法人青山学園及び連携・姉妹施設のパンフレットやホームページへの写真の使用
- ・ 新聞、テレビ、ラジオ等の取材による写真、映像の使用
- ・ 園の製作する動画における写真、映像の使用
- ・ 卒業後の同窓会等の案内、園用資料等への使用
- ・ 課外教室との連携

上記の記載内容を確認していただき、“個人情報使用”について施設利用契約書の「個人情報の取り扱いに関する同意欄」に署名捺印の上ご提出ください。

また、別紙の「写真使用同意書」を入園願書又は入園希望票と共に園に提出して頂きます。

※利用者は他の園児に関する個人情報の開示請求はできません。

19. 保険加入について

当園では、お子さんが病気や怪我をしないように万全の配慮をして毎日保育をしていますが、万が一のことを考え、以下の保険に加入しています。ご家庭でも任意保険の加入をお願い致します。

名称：独立行政法人スポーツ振興センター（保護者会費より 285 円徴収）

- ・ 園内での子どもの怪我に対応します。
- ・ 0-157 等、園が原因となる食中毒の治療費にも対応します。
- ・ 遠足や園外保育などにも適用されます（在園児のみ、付き添いの家族や小学生は対象外）

20. 契約締結について

本書（重要事項説明書）の説明を受け、ご理解されましたら次項14ページの家庭保管用と15ページ園提出用「認定こども園すずき幼稚園」利用契約書それぞれに必要な事項の記入及び署名捺印をし、両ページ共に園事務室にご提出ください。確認後に園の印を捺印し、家庭保管用をお返しいたします。

- ・利用契約書への署名捺印及びすずき幼稚園事務の受理を以て契約締結となります。
- ・ご提出頂いた内容に不備等が無いことを確認した後、入園に必要な手続きに移ります。
- ・署名捺印の無い場合、利用契約書の提出が無い場合は入園手続きが行われません。
- ・提出は3月末日までにご提出ください。
- ・途中入園の方は、入園の1か月前までにご提出ください。
- ・年度毎に行事や教育活動、物品の値段等、変更になるものがありますのでご了承ください。

「幼保連携型認定こども園すずき幼稚園」利用契約書

学校法人青山学園幼保連携型認定こども園すずき幼稚園（以下「すずき幼稚園」と呼称）と支給認定子ども及びその支給認定保護者（以下「保護者等」と呼称）は、保護者がすずき幼稚園を利用することに関し、重要事項の説明を受け、説明内容に同意し、次の通り契約を締結する。

- 1 すずき幼稚園は、保護者等に対して発行されている支給認定証等の内容を確認した上で、特定教育・保育を保護者等に提供することとする。
- 2 保護者等は、すずき幼稚園が「重要事項説明書」に基づき説明した内容について同意し、これらに定められた保護者等の義務（利用者負担その他の費用の支払いを含む。）を履行することとする。
- 3 この契約の有効期間は、利用開始から卒園、転園、退園の属する月末までとする。

上記の内容を証するため、本書2通を作成し、当園と保護者等の双方が自署又は記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

| | | |
|------|-------------|---------------------|
| 当該施設 | 事業者・代表者（名称） | 学校法人青山学園 理事長 青山丈碩 ㊟ |
| | 施設名 | 幼保連携型認定こども園すずき幼稚園 |
| | 所在地 | 静岡県牧之原市須々木464-3 |
| | 施設長 | 園長 青山 至公 |
| 保護者等 | 支給認定保護者氏名 | ㊟ |
| | 支給認定子ども氏名 | |
| | 住所 | 〒 - |

個人情報の取り扱いに関する同意

| | |
|--|---|
| 支給認定保護者氏名 | ㊟ |
| 支給認定子ども氏名 | |
| 同意文 | |
| 保護者等は支給認定を受けた子どもに関しての個人情報に関して、その取扱いをすずき幼稚園に一任する。 | |

「幼保連携型認定こども園すずき幼稚園」利用契約書

学校法人青山学園認定幼保連携型こども園すずき幼稚園（以下「すずき幼稚園」と呼称）と支給認定子ども及びその支給認定保護者（以下「保護者等」と呼称）は、保護者がすずき幼稚園を利用することに関し、重要事項の説明を受け、説明内容に同意し、次の通り契約を締結する。

- 1 すずき幼稚園は、保護者等に対して発行されている支給認定証等の内容を確認した上で、特定教育・保育を保護者等に提供することとする。
- 2 保護者等は、すずき幼稚園が「重要事項説明書」に基づき説明した内容について同意し、これらに定められた保護者等の義務（利用者負担その他の費用の支払いを含む。）を履行することとする。
- 3 この契約の有効期間は、利用開始から卒園、転園、退園の属する月末までとする。

上記の内容を証するため、本書2通を作成し、当園と保護者等の双方が自署又は記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

| | | |
|------|-------------|---------------------|
| 当該施設 | 事業者・代表者（名称） | 学校法人青山学園 理事長 青山丈碩 ㊟ |
| | 施設名 | 幼保連携型認定こども園すずき幼稚園 |
| | 所在地 | 静岡県牧之原市須々木464-3 |
| | 施設長 | 園長 青山 至公 |
| 保護者等 | 支給認定保護者氏名 | ㊟ |
| | 支給認定子ども氏名 | |
| | 住所 | 〒 - |

個人情報の取り扱いに関する同意

| | |
|--|---|
| 支給認定保護者氏名 | ㊟ |
| 支給認定子ども氏名 | |
| 同意文 | |
| 保護者等は支給認定を受けた子どもに関しての個人情報に関して、その取扱いをすずき幼稚園に一任する。 | |